

公文書一部公開決定通知書

滋農振第396号
令和3年(2021年)10月15日

日吉台学区自治連合会 丸山 郁夫 様

滋賀県知事 三日月 大造 印

令和3年10月4日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することに決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	坂本ニュータウン土地区画整理事業事前審査申請 設計図書	
2 公文書公開請求書の收受年 月日および收受番号	令和3年10月4日 收受番号667番	
3 公文書を公開する日時およ び場所	日 時	令和3年10月26日 14時00分
	場 所	滋賀県庁2階 県民情報室内の相談室
4 公文書の公開をしない部分	①申請者の印影 ②従業員の氏名	
5 公文書の公開をしない理由	①滋賀県情報公開条例第6条第2号に該当するため (法人等に関する情報) ②滋賀県情報公開条例第6条第1号に該当するため (個人に関する情報)	
6 5の理由が消滅する期日	一年一月一日	
7 担当部課等	滋賀県農政水産部農村振興課 電話番号 077-528-3964	

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 指定された公文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来庁して公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 6の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに公文書公開請求書を提出してください。